

次世代型高性能林業機械（ホイール式ハーベスタ・ホイール式フォワーダ） 普及促進業務委託 仕様書

1 委託業務名

次世代型高性能林業機械（ホイール式ハーベスタ・ホイール式フォワーダ）普及促進業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日

3 調査の背景及び目的

本県は、県土の約7割を森林が占め、人工林を中心に森林資源が充実してきており、これらの資源の有効活用による林業の成長産業化と、適切な整備による森林の公益的機能の発揮が求められている。

こうした中、県では令和7年3月に新たな新潟県総合計画を策定し、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の推進により、森林の多面的機能が発揮され、森林資源を循環利用した持続的な産業の振興と山村地域の維持活動が順調に行われる姿を目指して取り組んでいる。

その中心的な担い手となるべき森林組合について、令和7年度に経営診断を行ったところ、経営基盤に様々な課題があることが明らかとなった。そこで、生産性や安全性の向上に係る取組として、本業務により、県内施業地で次世代型高性能林業機械を活用した新たな素材生産システムの実証を行い、機械の導入及び合併や事業連携に係る検討を促す。

4 業務内容

次のとおり研修を企画及び運営する。

(1) 研修に使用する次世代型高性能林業機械

走行装置がホイール式のハーベスタ及びホイール式のフォワーダとし、作業路のない林内で、伐倒、全木運搬、造材、作業道までの搬出の作業を連携して行うことができるもの。

(2) 研修内容

(1)の次世代型高性能林業機械の立木の伐倒から搬出までの作業を実演し、当該機械の特性について、生産性や採算性、安全性等の観点から研修参加者に解説する。

研修は発注者が提示する日に、1回2時間程度で2回行うものとし、研修での説明内容や時間配分等については、受注者が発注者に提案するものとする。

(3) 研修対象者

県内認定事業体及び発注者が提示する者とし、研修の開催通知及び出席者の取りまとめは発注者が行う。

(4) 研修会場

発注者が提示する主伐施業地で実施する。研修会場まで(1)の次世代型高性能

林業機械を搬入出するにあたって必要となる道の整備や、研修後の主伐施業地の整地およびこれらに要する費用負担等については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

5 実施体制

- (1) 受注者は、契約締結後 10 日以内に実施スケジュール及び実施体制に関する書類を提出すること。
- (2) 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。なお、監督員は、次に掲げる権限を有する。
 - ア 発注者の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の作業責任者に対する業務に関する指示
 - イ 契約図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - ウ この契約の履行に関する受注者又は受注者の作業責任者との協議
 - エ 業務の進捗の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- (3) 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- (4) 受注者は、本調査を実施するにあたっての作業責任者を配置すること。また、照査責任者を配置し、成果に対する十分な内部チェック体制を確保すること。
- (5) 打ち合わせは、着手段階と、監督員から求めがあった場合に行うこと。打ち合わせ後に記録を作成し、監督員に速やかに提出すること。

6 実績報告書及び検査

- (1) 受注者は、契約期間末日までに以下の書類を添付した実績報告書を提出することとする。
 - ア 研修会の実施状況写真
 - イ 研修会資料
 - ウ その他本業務で作成した資料
- (2) 実績報告書は、PDF ファイル形式の電子データのほか、原稿を可能な限り Microsoft の Word、Excel、PowerPoint により作成し、それら原本ファイル及び資料内で使用したグラフ、画像、イラストデータについても別途フォルダに格納し、発注者が指定した方法により電子データで提出すること。
- (3) 提出する際は、ウイルスチェックを行い、ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等を発注者に報告すること。
- (4) 提出された実績報告書により、発注者が検査を行う。

7 その他

- (1) 受注者は、事業の進行状況等を監督員の求めに応じて報告を行うこと。
- (2) 監督員は、業務の目的を達成するために必要な指示を行うものとし、受注者はこの指示に従うこと。

(3) 本業務の成果品（電子ファイルを含む。）の所有権や著作権は、原則として全て発注者に帰属する。

また、発注者は、成果物等の全てについて必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。

ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は当該権利を独占的に使用できることとする。

(4) 受注者は、本業務を遂行する上で知り得た情報等を第三者に漏洩してはならず、秘密を保持するとともに、本業務の目的以外に使用しないこと。

(5) この仕様書に記載の無い事項については、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。